## 静岡県告示第343号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、次に掲げる 土地を廃棄物が地下にある土地として指定する。

平成31年4月9日

静岡県知事 川勝平太

## 1 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第13条の2第3号イ

## 2 指定区域

静岡県富士市桑崎字山寺496番の一部、497番の一部、501番 1 の一部、501番 2 の一部、501番 3 の一部、501番 4 の一部、518番 2 の一部、519番 1 、519番 2 の一部、519番 3 、519番 4 の一部、520番 1 の一部、520番 2 の一部、520番 3 、520番 4 、520番 5 、520番 7 の一部、520番 8 の一部、520番 9 の一部、521番及び522番の一部 以上21筆